

抗原定性検査キットの使用にあたって

- 必ず検査キットを受け取った本人が使用してください。
 - ・ 検査キットの譲渡や販売は絶対にしないでください。
- 検査キットに添付された説明書にしたがって、検体採取と検査を行ってください。
- 検体を採るときには、周りの人に飛沫が飛ばないように、十分注意してください。また、使用した資材はすぐにビニール袋に密閉してゴミ箱に捨ててください。
- この検査の結果自体が確定診断となるものではありません。

【検査結果が陽性であった場合】

- ・ かかりつけ医やお近くの医療機関に連絡の上、早めに受診してください。
- ・ 検査結果の提示方法については、医療機関に相談してください（検査キットの提示、画像の提示等）。
- ・ 受診は一般の保険診療となるため、自己負担があります。
- ・ 医療機関を受診し、確定診断が行われるまでは、療養期間中の証明書の発行はできません。

【検査結果が陰性であった場合】

- ・ 症状が軽快するまでは外出を控え、人と会うことを控えてください。
- ・ 症状が軽快しない場合は、かかりつけ医やお近くの医療機関に相談してください。

＜新型コロナウイルス感染症の診療を行う医療機関の情報＞

- ・ 群馬県ホームページ

https://www.pref.gunma.jp/07/z87g_00046.html

- ・ 群馬県抗原検査キット配送事務局

電話番号 050-5530-1179

